

随意契約理由書

1. 契約工事名

淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター 水処理電気設備補修工事

2. 随意契約理由

本工事は、渚水みらいセンターに設置されている水処理電気設備の補修を行うものです。

本設備は、安定した下水処理を行ううえで重要な設備であるが、経年劣化による不具合が発生しているため、補修工事を実施するものです。

本設備は、富士電機株式会社が設計・製作したものであり、本工事を実施するには、設計・製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、補修に伴う交換部品及び熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では施工できないものであります。

また、富士電機株式会社の水環境事業部門は平成20年度にメタウォーター株式会社に事業継承されました。

以上のことから、本工事を実施できるのはメタウォーター株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社関西営業部と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。